

介護予防・日常生活支援総合事業



介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設され、桜井市では平成29年4月から新たなサービスが利用できます。総合事業は、「介護予防生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成され、65歳以上の方の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

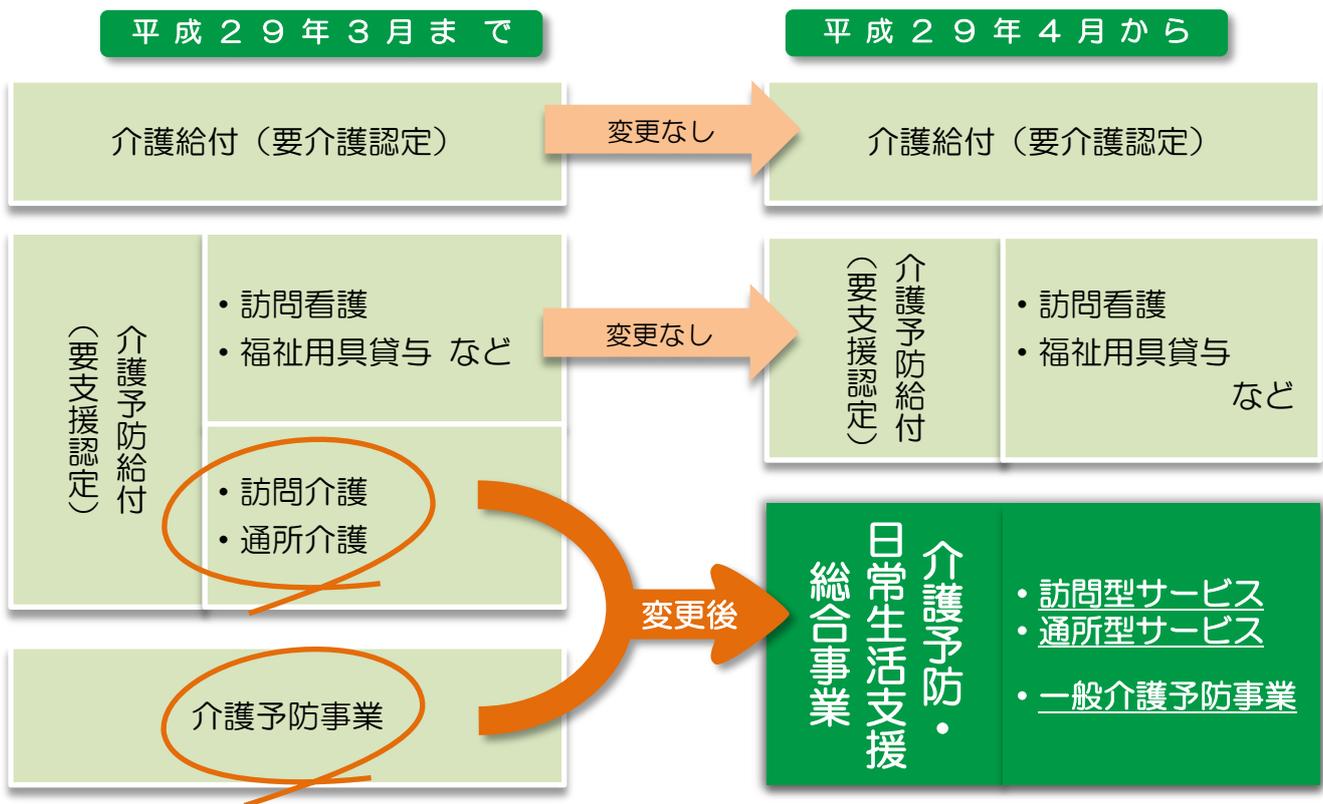
✿ 桜井市

桜井市総合事業の概要

総合事業ってなに？今までと何が変わるの？



平成29年4月から、予防給付（要支援認定の人が受けるサービス）のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）が総合事業（市の事業）へ移行します。この2種類以外のサービスは、これまでどおり、予防給付の中で提供します。また、介護予防事業が一般介護予防事業に変わり、内容が拡充されます。



総合事業の実施で変わること

① サービス内容や料金が多様化します。

全国一律の基準によるサービスから桜井市が実施するサービスに変わるので、内容や料金が変わります（これまでより高くなることはありません）。

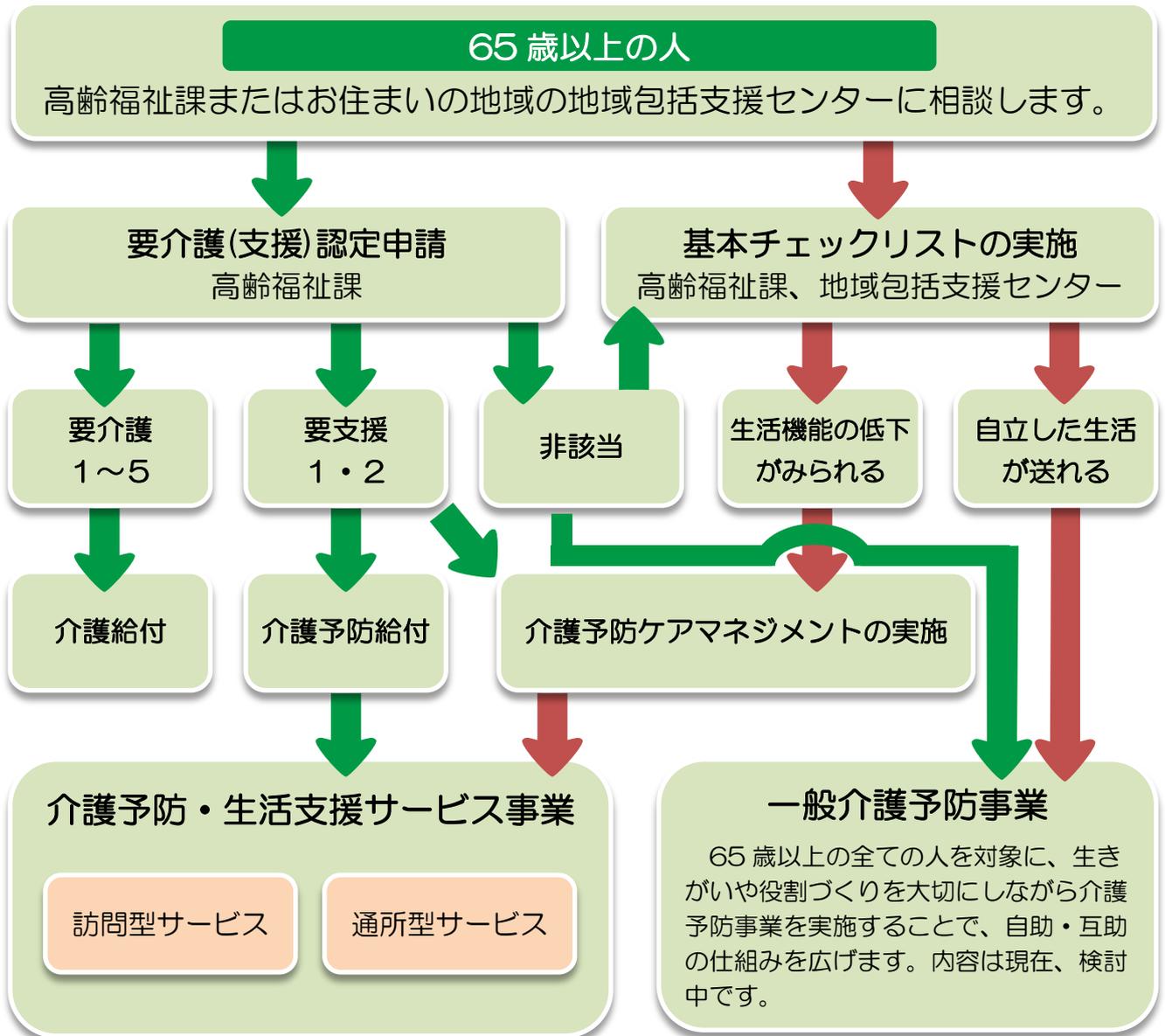
② サービス利用手続きが簡素化されます。

希望するサービス内容によっては、要介護認定の申請をすることなく、サービスを受けることができます。訪問による認定調査や主治医の意見書の作成が不要になります。

③ 多様な主体による多様なサービスを展開します。

既存の事業所によるサービスに加え、地域の実情に応じてボランティア団体、地域住民等による多様な主体による生活支援を検討し、効果的かつ効率的な支援を推進します。

桜井市 総合事業の利用の流れ



※状態が変わってきたときは、いつでも要介護・要支援認定申請を行うことができます。

基本チェックリストとは？

要支援認定を受けずに、事業対象になるためには、基本チェックリスト等による判断が必要です。基本チェックリストは25の質問項目で、日常生活に支障がないかを確認します。その後のケアマネジャー等の訪問によるアセスメントにより、どのサービスが必要かを判断し、サービスを利用開始します。

基本チェックリスト(一部)

- バスや電車で1人で外出していますか
- 週に1回以上は外出していますか
- 日用品の買い物をしていますか
- 15分位続けて歩いていますか

介護予防・生活支援サービス事業

※ 自己負担は1割から3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

対象者

- ① 要支援認定を受けた方
- ② 基本チェックリストにより事業対象となった方

ケアプランを作成

介護予防ケアマネジメント

自立に向けた目標の達成に取り組んでいけるよう、地域包括支援センター等の職員が本人や家族と話し合い、サービスの種類や回数を決め、介護予防ケアプランを作成し、サービス利用につなげていきます。介護予防ケアプランの作成及び相談は無料です。



通所型サービス

※週2回の利用は要支援2の認定が必要です。

予防型デイ

これまでの予防通所介護に代わるサービスです。デイサービスセンターに通い、食事・入浴等の介助や日常生活動作の訓練などを行います。

●自己負担(1割)の目安

予防型デイ	日額
週1回	389円
週2回	400円

機能訓練デイ

半日程度の機能訓練に特化したデイサービスです。デイサービスセンターに通い、生活機能向上のための機能訓練等を行います。

機能訓練デイ	日額
週1回	329円
週2回	339円

運動器機能向上加算がかかります。
228円/月

ミニデイ

半日程度のミニデイサービスです。デイサービスセンターに通い、食事・入浴等の日常生活上の介助の提供を行います。

ミニデイ	日額
週1回	272円
週2回	279円

入浴を利用された場合は、入浴加算 51円/回がかかります。

- 利用するメニューによって、別に費用が加算され、自己負担が変動します。
・運動器機能向上 228円/月 ・栄養改善 202円/月 ・口腔機能向上 152円/月 等
- 食費、日常生活費は別途負担となります。

訪問型サービス

※週3回の利用は要支援2の認定が必要です。

予防型身体ヘルプ

これまでの予防訪問介護に代わるサービスです。ヘルパーが訪問し、身体介護(食事や入浴の介助等)と軽度な生活援助(調理、洗濯、掃除等)を利用者とともにを行います。

生活援助ヘルプ

身体介護は必要ないが、家事等の生活援助が必要な人に対し、ヘルパーが訪問し、軽度な生活援助(調理、洗濯、掃除等)を利用者とともにを行います。

●自己負担(1割)の目安

予防型身体	日額
週1回	273 円
週2回	277 円
週3回	293 円

○各種加算により、自己負担が変動することがあります。

生活援助	日額
週1回	229 円
週2回	229 円
週3回	229 円

○各種加算により、自己負担が変動することがあります。

【訪問サービスの注意点】

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人が使う部屋以外の清掃
- 本人以外の人物の洗濯
- ペットの世話
- 来客の対応
- 草むしり
- 模様替え 等

一般介護予防事業

対象者

65歳以上の全ての人、その活動を支援する人

一般介護予防事業は、健康づくりや介護予防に関する講座や教室の開催等の他にも、介護予防の普及・啓発や地域の介護予防活動の育成・支援等を行っていきます。内容が決まり次第、広報「わかざくら」やホームページでお知らせします。

総合事業を利用して、介護予防に取り組みましょう！

総合事業を利用して、介護予防に取り組むためには、サービス利用後の自身の生活をイメージすることが重要です。「いつまでに」「どのような生活機能ができるようになる」という形の目標があって、それを達成するための手段として、個々のサービス要素が選択されます。



よくある質問 Q & A

Q 要支援のサービスは受けられなくなるのですか？

A 要支援のサービスのうち、通所介護と訪問介護はサービスの種類が増えて、総合事業として引き続き利用することができます。その他の要支援のサービスは変わらず受けられます。

Q サービスの自己負担額は変わりますか？

A 利用するサービスによって異なりますが、これまでとほぼ同等か下がります。詳しくは担当ケアマネジャーにご相談ください。

Q 現在通所介護を利用していますが、総合事業へ移行後も引き続き同じサービスを利用できますか？

A 事業所によって4月以降サービス内容を変更する場合がありますので、現在利用している事業所にお問い合わせください。また、利用している事業所が今後利用したいサービスを行わない場合は、サービスの変更又は、別の事業所へ変更になるため、担当ケアマネジャーにご相談ください。

Q 現在、要支援のサービスを受けています。総合事業サービスの利用に手続きは必要ですか？

A 総合事業は、介護予防給付とは異なるため、現在要支援のサービスを受けている場合でも、総合事業のサービスを利用するときは、事業所から説明を受けたうえで、契約をする必要があります。

高齢者への支援

○高齢者福祉電話等貸与事業

ひとり暮らし等で、安否の確認や急病など、不測の事態に備えるため、65歳以上の高齢者に福祉電話・緊急通報装置を貸与します。住民税が非課税の人には減免が適用されます。

○訪問理美容サービス事業

65歳以上の単身、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、老衰・心身の障害等により、一般の理美容院を利用することが困難な人に対し、居宅に訪問して理美容サービスを行います。

○高齢者紙おむつ等給付事業

在宅で、介護保険の認定が「要介護3以上」の高齢者で、市民税非課税の世帯に対し、紙おむつ等を支給します。

○日常生活用具給付事業

ひとり暮らし高齢者等の日常生活の便宜を図るため、用具を給付します。ただし、所得制限があります。

○桜井市総合福祉センター（竜吟荘）の利用

教養の向上、レクリエーション等のための場所を提供し、心豊かに楽しく過ごしていただくための施設です。施設及び浴場の利用は、年齢を問わず、市内市外の方にも広くご利用いただけます。

ご相談は、地域包括支援センターへ！

地域包括支援センターは、みなさんが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくために、市・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者の様々な相談に対応する総合的な役割を担っています。わからないことがあるときは、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへお問い合わせください。

総合相談・支援

介護の相談だけでなく、高齢者や家族、地域住民からの福祉に関する相談への対応、支援を行います。

介護予防ケアマネジメント

要介護状態になる恐れのある高齢者に対して介護予防の案内や介護予防ケアプランの作成等を行います。

権利擁護・虐待早期発見・防止

虐待を早期に発見し、成年後見制度の紹介、消費者被害への対応等、みなさんの持つ様々な権利を守ります。

地域のケアマネジャーへの支援

包括的・継続的な支援が行われるように、地域のケアマネジャーのネットワークの構築や困難事例に対する助言などを行います。

名称	所在地・電話番号	担当区域
地域包括支援センターのぞみ	桜井市阿部1070 ☎42-5590	桜井中学校区
地域包括支援センターきすな	桜井市出雲1642 ☎44-3655	桜井東中学校区
地域包括支援センターきぼう	桜井市阿部323 ☎46-1023	桜井西中学校区
地域包括支援センターひかり	桜井市大豆越104-1 ☎45-3651	大三輪中学校区

総合事業や介護保険の制度についてのお問い合わせ

桜井市役所 福祉保健部 高齢福祉課

〒633-8585 桜井市粟殿 432 番地の1

TEL:0744-42-9111 (内線 2172、2173)

FAX:0744-48-5175